

第百三十二回 参議院厚生委員会會議録第四号

平成七年三月十六日(木曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 種田 誠君
理事 清水嘉与子君
宮崎 秀樹君
菅野 壽君
木暮 山人君

委員 石井 道子君
尾辻 秀久君
大島 慶久君
大浜 方榮君
佐々木 満君
前島英三郎君
今井 澄君
日下部博代子君
竹村 泰子君
堀 利和君
勝木 健司君
横尾 和伸君
萩野 浩基君
西山登紀子君

國務大臣 厚生 大臣 井出 正一君
政府委員 厚生大臣官房長 山口 剛彦君
厚生大臣官房審議官 丸山 晴男君
厚生省保健医療局長 松村 明仁君
厚生省社会・援護局長 佐野 利昭君
事務局側

説明員

常任委員会専門員 水野 国利君

内閣総理大臣官房参事官 阪本 和道君
内閣総理大臣官房参事官 戸谷 好秀君
法務省民事局第五課長 原 優君
外務省総合外交政策局国際社会協力部人権難民課長 川田 司君

本日の會議に付した案件

○戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(種田誠君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮崎秀樹君 連日、阪神・淡路大震災でいろいろ御活躍いただいておりますので、感謝を申し上げます。

ところで、きょうのこの法律でございますけれども、私は、きょうはこの法律の周辺にある実態というものをちょっと御紹介して、こういうものが救われる道はないものかということを実例を挙げてお尋ねしたいと思います。

一つの例は五十五歳の女性でございます。当時準軍属で、軍隊の軍服の縫製に従事していた方で

ありますが、この方が昭和二十年二月二十五日、そこに出社をして帰宅の途中に、当日神田に大爆撃がございまして、その日から行方がわからなくなつて、恐らく被爆死したのではないだろうか。しかし、その遺体は見つかつていない。そこで家族の方が、いなくなったということで当時の万世橋署に行きまして、いろいろ捜したんですが見つからないということ、七年後に法にのっとりまして戸籍を抹消された事例でございます。こういう、戦争によって、しかも準軍属で徴用されて亡くなった方が何の補償もないんです。これは、やはりまだ日本の戦後が終わっていないのかなというふうに思います。

それからもう一例でございますが、これは愛知県に住んでいる男性で、現在御存命の六十五歳の男性ですが、当時十五歳でございます。昭和十九年に乙種の子科練に合格しまして、呉鎮守府から採用通知をもらった。そして、昭和十九年九月二十五日、藤沢の航空隊に入隊命令がありまして、午前零時ごろ名古屋駅で子科練専用列車に乗ったわけでございます。この子科練専用列車というのは、山陰方面から入隊者をその専用列車に乗せてきて、名古屋駅では十五、六人の列車に乗ったわけでございます。それには引率者が一人いたそうでございます。

同日の朝、列車が熱海の駅に到着をいたしました。駅で日の丸の旗が打ち振られて大歓迎が行われておりました。この方は身を乗り出してそれにあたえべく旗を振っておりましたところ、信号のポールにぶつかって事故を起こして足を切断した。こういう事例の申請を出しても全部却下でありまして、何の対象にもなっていない。

私はこの二例を見まして、遺族の方そしてまた第二例の場合は本人の方が、何かそういう補償の

道はないのかといったら何もないと。

今回の地震で被災された方々に手厚い補償をされることは非常に私は結構なことだと思ふんです。しかし、戦争で徴用され、志願して採用通知を受けて行動している中で起きた事故、これに何の補償もない。これは、戦前の考え方がこの場合は今でも残っているということでありまして、この二つにつきまして何か救う道があれば、どんな方法でもいいから私は手を差し伸べてあげたいというふうに思ふわけでございますけれども、これに關しましてお調べになった結果どういうふうになっているか、お教え願いたいと思ふわけでございます。

○政府委員(佐野利昭君) ただいま先生から御紹介いただきました件につきましては、実は資料等も手元にはないものですから、正確にその事実関係を把握して適用関係を厳密に調査する手だてがないわけでございまして、先生からお聞きした内容の限りにおいて、現行の法体系等の絡みで検討させていただく形になろうかと思ふわけでございます。

最初のケースの場合には、お聞きした限りにおきましては、もしもそれがきちんとした通勤途上であるならば恐らく援護年金の支給対象になったのではなからうかな、こういうふうに思ふわけでございます。

ただ、現在の通勤途上災害の場合も同じでございますけれども、通勤途上というのに一定の限度がございまして、それがいわゆる通常通勤の経路であるというふうな形というのはかなり厳しく見られておりますので、そういう通勤途上ではなくて途中どこかで私用を果たす、あるいは迂回してどこかに行かれるというふうなケースの場合には、これはその対象から外れてしまうということになっております。ですから、今お聞きしたのが

果たして通常ルートにおける通勤途上でそういう事故に遭われたという形になるかどうかというのが一つの問題点ではなからうか、こういうふうに思うわけでございます。

それから、第二番目のケースにつきましては、これもはっきりした事例が私どもでは把握しかねるわけでございますけれども、もしも軍人としての採用ということになるならば、これは恩給法の体系の問題ではなからうかという感じがいたします。

ただ、援護法も恩給法を当然引いておりますので、援護法の体系でもしも該当する、こう考えた場合には、やはりそれは採用されてからということと、それから死亡のケースも、それが実際に公務死的な要素が入っているかどうかという問題と、その二点が検討の対象にならうかと思うわけでございます。今のお話ですと専用列車でもあるというように形でありますので、そういう面では比較的公務死的な面が認められやすいケースかなと。

ただ、その前提である採用の形になっていたかどうかというところが一つ問題、それから実際に公務死になるかどうか個別ケースで具体的に事実認定をしていかないとそこは何かともし上げられないという形だと思えます。ですから、非常にそういう面では限界的な問題がありますが、なかなか実際の適用に当たっては難しいケースではなからうか、こういう感じをいたしております。

○宮崎秀樹君 それは非常にお役所的な発想の御返事でして、爆撃で死んだのは、それは周りがみんな死んでいるから証明しようがないんです、そういう非常事態ですから、それが通勤途上かどうか、どこにいたかというのは、もうとにかく遺体さえないんですから、だからこういうことは周囲の環境の状況把握ということではやるしかないんですね、第一点は。

それから、第二番目の問題は、採用通知を受けているんですよ。呉鎮守府から採用通知をもらっ

ているわけですよ。それで、入隊命令で動いているわけですから、今の御返事はちょっと、採用されているかどうかかわからないと、採用されていない者がそんな汽車に乗っているわけがないんで、そこはきちんと救う道があると思うんですがね。

これは書類が出てないからわからないというけれども、書類を出しても全部受付ではねられちゃうわけですよ。だから、お役所でそれを受け取って、じゃ調査をしましょうという段階までいけばこれは話に乗れるんですけれども。

大臣どうですか、こういうケースはやはり政治的に面倒見てやらないと、お役所仕事ではこれはだめだと思わなければならない、優しい政治優しい政治と言わなければならない、これはやっぱり優しくやってもらわれないと困るわけで、大臣、一言御返事いただきます。

○国務大臣(井出正一君) 今、二つの具体的なケースのお話を宮崎先生からお聞きしておたのでありますが、例えば申田さんですか、の場合、申請書が出ていないということとをさっき役所の方で聞きまして、出していただいて、いろんな基準があるでしょうから、そこで役所なりの判断をすべきじゃないかなと、果たして納得していただけるかどうかはまた別問題かもしれませんが。

ただ、出ていないというのが、受け付けないのかあるいは申請書をつくるような証拠もないものが出ていないでいらつしやるのか、そこらもちょっと私ははっきりしたところからいいたくすからこうすべきだという確定的な考えはほとんどありませんが、一応申請していただいているケースじゃないかなと、こんなふうに思うわけでありま

す。

○宮崎秀樹君 これは、時間がございませぬから、具体的に書類をつくって一度お持ちしますから、よく調査して御返事をまたいただきたいと思

います。

それから次ですが、戦傷病者戦没者遺族等援護法、ここに等級が示されているんですね。特別項症、それから第一項症、それから何々款症、これ

は辞書を引いてもこういう字はないんですよ。熟語がないんですよ。日本人は学校でこういうのをま

ず習わない。だれも教えない。恐らく、ここに

いる先生方でこれわかる人は一人もいないです

よ。

それで、これは恐らく桃山時代か何かはあった

いるというふうに私も承知はいたしておりますけれども、身障法なりあるいは労災法なりのそれ

ぞれの法律によりまして確かに障害等級が必ずし

も一致していません。

これにつきましては、やはりそれぞれ目的が必ずしも一致していないということもあるわけですが、できるだけ一致した方向性の方が望ましいということも言えると思えますので、そういう点につきましては、今後総務庁の恩給局の方と

も十分相談をいたしましてできるだけ統合の方向に持っていくように私どもとしても努力をさせていただきます。

○宮崎秀樹君 時間になりましたから、恩給局に

言え、これは旧態依然たるものだからという御返事しかないと思うんでこれで結構ですけれども、ひとつよく日本人にわかる日本の法律という

さらに、戦没者に係る慰霊事業について、これまた一層の充実を図ってまいりたいと思っております。

さらに、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を引き続き支給することといたしまして、きょう御審議をいただいております。

さらに、台湾出身の旧軍人軍属のいわゆる未支給の給与の支払いも何となくしないうちにやならぬという時期でございます、それを開始したいと考えております。

○清水嘉子君 従来からの施策を引き続き充実していくというお話と、また新たな台湾出身者の給与の未支給の問題というようなことをおっしゃいました。

その中で特別弔慰金の話なのですけれども、この説明によりますと、「終戦五十周年を迎えるに当たって国として改めて弔慰の意を表すため、一」というようなことで、「額面四十万円、十年償還の国債を支給する」、こういう説明でございますけれども、過去の経緯を見ますと、十年ごととに十万円ずつと上がってきている、こういう経過でございます。

これは何かルールがあるのでしょうか。その額設定の考え方、さらに、これはずっとこういう考え方で引き続いていくのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

○政府委員(佐野利昭君) 今、先生の方からお話がございましたように、特別弔慰金につきましては、昭和四十年から四十年、五十年、六十年と、過去三回にわたりまして支給されてきたわけでございます。

今回、六十年に支給された特別弔慰金のごとしの六月に最終償還を迎えるということもありますし、またことしが終戦五十周年の大きな節目にも当たるといえることがありますので、このときに改めて国として弔慰の意をあらわす必要があるのではないかと私も判断をいたしました、再度この特別弔慰金の支給をお願いするという御提案をさせていただきます。

その額につきましては、確かに昭和四十年のときには三万円だったと思いますが、それから二十万、三十万と、こうなっておりますので、その後は十万ずつ上がってきたような感じを受けるわけでございますけれども、別にそういうルールが決まっているわけではございません。その都度その都度やはり社会情勢等を考えまして、どの程度の額にするかということとは私も大蔵省とも十分詰めて御提案をさせていただきまして、今回は六十年以降の社会経済情勢の変化等を踏まえて四十万円というところでお願いをいたしました次第でございます。

また、これを今後どうするかという御質問でございますけれども、援護施策を取り巻く社会情勢といえますのはいろいろと変化するものであろうかと思っておりますけれども、やはり私どもとしては、お願いをするときの社会経済情勢を十分踏まえて御検討いただくという形を考えたを得ないと思っております。ですから、その先のことにつきましては今どうこう申し上げる手だてはないわけでございますけれども、やはりその時点になりましたときに必要性が認められればまたお願いをするということもあろうかと思っております。

○清水嘉子君 それでは、時間がなくなりましてので、従軍看護婦の問題についてちょっと一言お願いをしたいと思っております。

女性には兵役の義務がなかったわけですからけれども、軍の命令で戦地へ派遣されそして戦傷病者の救護に当たってきた従軍看護婦、これは帰ってまいりましてから何も兵と同じような取り扱いをされてないというようなことがございまして、看護婦さんたちはみずから恩給法の適用を受けるべく相当請願運動をいたしました。

しかし、それがなかなかできませんでしたけれども、各党の合意を得ましてやと五十四年から日赤の従軍看護婦に、また五十六年からは陸海軍の従軍看護婦に慰労給付金というものが給付されるようになったわけですね。しかし、この額を見ま

すと、軍人の恩給の額とは相当差がありまして、二分の一から四分の一というような差があると思っております。そしてまた、増額のルールもなかった、これまでも三回増額されておりますけれども、それもルールのもとに行われていたわけじゃないというふうに思います。

さらに、平成二年から恩給資格者に対して総理大臣の書状だとか銀杯等が贈られる平和祈念事業が発足したわけですが、これも看護婦は対象から外されているというようにござい

ます。もとの従軍看護婦の方々の要請というのは、慰労給付金の増額の問題と、それからもらえぬ人たちが、せめて青春時代にお国へ尽くしたこの気持ちを、書状一枚でもいい、何か記念品でも出してほしい、こういうようなことを言ってきたわけでございます。この請願は内閣委員会でも採択されているわけでございます。

昨年の暮れに与党の五十年問題プロジェクトにおきまして、慰労給付金の額については消費者物価の動向を反映させるべきだという合意はなされたのでございますけれども、平成七年度は全く増額されておられません。この辺についてどんなふうに考えておられるのか。また、既にスタートしております平和祈念事業の対象にこの従軍看護婦の問題を加えることができるのかどうか、この辺についてお答えをいただきたいと思っております。

○説明員(阪本和道君) お答えいたします。

旧日本赤十字社救護看護婦さん等に対します慰労給付金でございますけれども、今先生御指摘のとおり経緯でございまして、今先生御指摘のいまして、もともと極めて異例な特別の措置というところで制度ができておりますので、毎年その額の改定をする制度というのは今まではなかったわけでございます。

しかしながら昨年、先生今御指摘になりましたように、与党の戦後五十年問題プロジェクトにおきまして「政府は、旧日本赤十字社救護看護婦等

慰労給付金支給額改定にあたっては、受給者の置かれた状況に配慮し、消費者物価の動向をより適切に反映させた措置を講ずるべきである。」というような合意がなされたところでござい

ました。したがって、総理府といたしましては、この与党三党合意を踏まえて平成八年度から適切に措置すべく検討してまいりたいというふうに考えております。

○説明員(戸谷好秀君) お答えいたします。

先ほどの、平和祈念事業の方で旧日赤救護看護婦等を対象に加えることができないかという点でございますが、御指摘いただきました平和祈念事業特別基金、これはいわゆる恩給資格者、戦後強

制抑留者、さらに引揚者というふうな方々の三問題を中心に検討が行われました戦後処理問題懇談会というのがございまして、この報告を受けて設立されたというところでござい

ます。平和祈念事業特別基金の基金法におきまして、基金はこれら三問題の関係者、これを明示して、それに対して「慰藉の念を示す事業を行う」というふう

に記されているところでござい

ます。したがって、御指摘の旧日赤救護看護婦等については、先ほど申し上げました恩給資格者、こんな方々と同様に書状等の贈呈を行うことは、このような基金の設立趣旨から考えまして非常に困難であるというふうに思っております。

以上でございます。

○清水嘉子君 現行の法体系のもとでは無理だ

というお話なんですけれども、しかしやっぱりその必要性というものをよく皆様方が御認識なされば、法律ですからそれを改めることは幾らでもできるわけではございませんし、また今の体系ではできないのであればやっぱり別の体系でももちろん結構でございます。もうだんだん少なくなっていく人たちがござい

国のために出ていった、この気持ちを何らかの形で、やっぱり書状一枚なり何か記念品なりであらわすことは決して過大な要求ではないというふうには私は考えるんです。

ぜひこの辺については知恵を出していただきたいと思ひますし、また従来は厚生委員会でも随分この問題が検討されたというふうな記録も残っております。また、先生方にもぜひこの辺について、政治的にやらなきゃいけない問題かもしれないので、御協力もちょうだいしたいというふうには思ひます。

最後でございますけれども、戦後半世紀になっても人口の三分の二以上が戦後生まれになっております。太平洋戦争が本場に昔の出来事というふうな風化しつつございすけれども、しかしこういった法律の改正のときになりますと、まだまだ戦争は終わっていないという気がするわけでございます。戦傷病者、戦没者の方あるいは遺族の方々に温かい施策をすることによりまして、今の本場に平和を享受していただきます若者のメッセージを伝えていただきたいし、また遺骨収集でありますとか、残留孤児の問題でありますとか、あるいは今申しました従軍看護婦の救済など、ぜひ前向きに進めていただきたいと思ひます。何とかこの五十年を機に、援護行政の終えんに向かって大臣のリーダーシップをぜひお願いしたいというふうには思ひます。

大臣、いかがでございますし。援護行政のこれからの問題について一言お願いしたいと思ひます。

○国務大臣(井出正一君) 今、先生御発言のように、五十年前大変な御苦勞をなさった皆様方が年々高齢化もされておるわけでございすから、援護行政は急がなくてはならぬことも事実であります。もう五十年たっているわけですから。ただ、例えば中国残留邦人の問題なんか考えますときに、かなりこれからは息長く対処していかなければならぬ分野もこれまたあるわけでございすから、急ぐべきは急ぎ、しかしこでもう全部

おしまいだというんじやなしに、やはり国として、あるいは戦争を知らない私どもも含めた次の世代も背負っていくかなくちゃならぬ課題は今後もずっと続いていくんじやないかな、こんなふうには思っております。

○清水嘉子子君 ありがとうございます。終わります。

○竹村泰子君 戦傷病者戦没者遺族等援護法の審議でありますので、私は厚生大臣とも何度か予算委員会でもおつき合いましたけれども、しかしこの問題でしつこく取り上げざるを得ないというところで、きょうは時間が短うございすので十分な審議にならないかと思ひますけれども、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。昨年七月十五日、東京地裁で一つの判決が出ました。在日韓国人の二人が戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用を求めたが厚生大臣に却下され、九二年八月、その取り消しを求めて提訴した、この判決が出たんですね。もう新聞でも報道されましたので御存じのとおりでございますけれども、在日韓国人の戦後補償は立法不作為の状態である、元軍人軍属の年金訴訟は国会で議論をしてほしいという判決が出たわけです。

ここに判決文がございすけれども、しかしながら、これまでに繰返し判示したとおり、戦争犠牲又は戦争損害についての補償措置、なかんずく、日本国籍を有しない者に対する補償措置の範囲、程度は、政治的判断に基づく立法政策にかかわる問題であることからすれば、原告らのような在日韓国人が日韓両国のいづれから何らの補償も受けれない状態となつてゐることは、その意味では、立法不作為の状況にあるといふべきである。もとより、原告らが戦傷を負つた時点から、既に五〇年近くの歳月が経過していることをかんがみれば、原告らが極めて同情すべき状況にあることは明らかではあるが、

云々と、判決文の最後の方にございす。今、私たちがお名前もはつきりわかっている方

たち、ちょっときょう私は、厚生大臣それから社会・援護局長、十分御存じのことと思ひますけれども、委員の皆様方にもぜひこの問題をはつきりわかつていただきたいと思います。この方たちを少し御紹介してみようと思ひます。今、私が申し上げようとしてゐる方は五人です。

石成基さん。七十三歳、神奈川県在住。一九四四年五月、ウオッゼ島で米軍戦闘機の機銃掃射を受け、右腕を十五センチ残して切断。一九八四年、脳血栓で倒れ、今も入院中。九二年八月、東京地裁提訴。九四年七月十五日、敗訴。

鄭商根さん。二一年十一月生まれ、七十三歳、大阪在住。一九四三年十二月、ウオッゼ島で米軍の爆撃を受け、右腕切断、左親指の機能障害、両耳の鼓膜が破れ混合性難聴。九一年一月、大阪地裁提訴。九五年三月二十二日、判決。間もなく大阪地裁で判決が出ようとしております。どういう判決が出るか、これはわかりませんけれども。

陳石一さん。一九一九年一月生まれ。一九四五年四月、パリックパン沖を航行中、米軍機の攻撃を受け、左足を三分の一残して切断。石さんとともに提訴するが、判決を目前に九四年五月十四日死去。七十五歳だった。遺族が提訴。

姜富中さん。二〇年五月生まれ、七十四歳、滋賀県在住。四五年二月、ブカ島より伝馬船で弾薬輸送中、戦闘機の機銃掃射を受け、右手親指を残して全部切断。右目はほぼ失明。九三年八月、大津地裁提訴。

趙鍾寿さん。一九二八年九月生まれ、六十六歳、東京在住。徴用され、日本に連れてこられた。東京製鉄海軍管理工場で訓練期間中、四四年九月、ギアに挟まれ、右腕の機能が完全に廃された状態に。

こういう方たちが今いらっしゃるわけで、それそれ提訴したり、それから厚生省にお願いをして何とか行政処分の取り消し請求をしてほしい、つまり国籍条項を廃止してほしいと言っておられるわけでございす。

日本は軍人軍属だけで約四十五万人の朝鮮人、

台湾人を駆り出した。数字はちょっとはつきりしないかもしれない、数字の議論はまたしないといけないんですけれども、戦後になりますと外国人というところで戦後補償から切り捨ててきた。戦傷病者戦没者遺族等援護法、きょう審議しておりますこの援護法は、一九五二年四月二十五日に成立しました。同三十日に施行され、同月一日にさかのぼって適用されたわけです。

援護法は、「この法律の目的」として「軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、国家補償の精神に基き、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする」としながら、日本国籍を失つた場合と、失格事由や失格事由とするいわゆる国籍条項、十一條、十四條、三十一條、さらに附則二項においては、「戸籍法の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない」と。この「当分の間」というのがどのぐらいの間を見ているのか、それが私のお聞きしたいところです。

この援護法の公布日と適用日の間である一九五二年四月二十八日にサンフランシスコ平和条約が発効して、原告らを含めた朝鮮人、台湾人等は日本国籍を喪失したという扱いを受けた。

先ほどから同僚の委員の皆さんから、戦後は終わっていないという言葉がたびたび出ました。私もここに戦後は終わっていないというもう一つの例を申し上げてゐるわけでありますけれども、きょうは外務省にもおいでいただいておりますから、それでは外国ではどうなつてゐるんだろ。外国でこの国籍条項を理由として、自分たちの国が軍人軍属として徴用して負傷をさせながら、本人はもちろん遺族等にも何の補償もしていない国、つまり国籍条項ではねのけてゐる国は日本だけあります。

私の調査によりますと、フランスは、軍人であつたセネガル人への年金支給に關して、自国の軍隊において勤務中に負傷した外国人の遺族にかつた外国人または戦死した外国人の遺族に対して、内国人と同様に障害年金、遺族年金を支給してい

非常な平等であつたんですけれども、スライド制が適用されずに凍結されたため、フランス国籍を有するフランス人退役軍人よりも低額となつた。このことが国連の人権委員会に指摘をされまして、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生または他の地位のいかなる理由による差別も禁止、法の平等、保護を規定するというB規約第二十六条に違反するとして、八五年、B規約二十八条によって設置されている人権委員会に救済を求めて通報を提出しました。

日本はまだ選択議定書の批准をしておりませんから、もししておれば当然こういう通達を受けるはずになると思います。私は、B規約の批准をしないのはもしかしたらこういう不平等を指摘されるおそれもあると思つていらつしやるのではないかと勘ぐりたくなるくらい、これはやっぱり非常に冷たい処置と言わなければならぬというふうに思っています。

厚生大臣とはもう何回もやりましたから、答えを聞いても同じお答えかとも思いますけれども、どうでしょうか、改めて短くお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(井出正一君) 昨年の夏、あの判決の後、先生からいろいろな御質問をいただいたことを私もよく記憶しておりますし、私自身も大変あの皆さんはお気の毒だと思ひますし、また何とかできないものかなと、こんなふうに感じながら事務当局にも検討してもらつたのでありますが、援護法の国籍要件には合理的な根拠があり、また韓国との間では昭和四十年の日韓協定で、補償の問題は在日韓国人を含めて法的に解決済みとなつてゐる等の事情があるため、援護法の国籍要件を廃止することは残念ながら極めて困難であるわけでございます。

ただ、その後、与党の中に五十年問題プロジェクトチームもできていろいろな問題の論議がなされておりますから、こんな問題もぜひ検討してほしいというふうにはお願いをしてあります。また、

援護法の解釈、運用を超える問題でもございますから、政府全体で検討されるべき問題と考へまして官房長官にも御相談をしてみてもおるのでございますが、残念ながら今日に至るまでまだ解決の方法を見出せないのが実情であります。

直接は関係ないかもしれませんが、例えば在日外国人の地方の議会なんかへの参政権ですか、こういう問題も今かなり議論される状況になつてきましたから、そんな意味ではいいよこれは、ある意味では大変難しい問題ではあります、このままではおられない問題じゃないかなと、こんなふうには考へております。

○竹村泰子君 大臣、私も確かに壁が厚いのはよくわかります。法的にはそうかも知れないんですけど、これは裁判とは違つて、裁判のきつかけ、請求取り消しのきつかけ、行政処分取り消しのきつかけとなつたのは厚生大臣が却下してゐるんですね。厚生大臣が決断すればいい、そういう範囲でもあるのではないかと私は思います。

先ほど外国の例と申しましたが、ちょっと御参考までに申し上げてみますと、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、ドイツは、外国人元兵士等に対して年金または一時金を全部支給しております。アメリカでは退役軍人局、イギリスでは保健・社会保障省等がそれぞれ支給しております。

アメリカはフィリピンを植民地のように扱つたわけですが、そのフィリピン連邦政府軍構成員及びフィリピン偵察部隊員であつて、同様に死亡した者の遺族または機能障害を生じた者に対して遺族年金を支給しております。イギリスは、イギリスの軍隊の任務に従事し、それによつて障害者となりまたは死亡した者に戦争年金制度によつてそれぞれ本人または遺族に障害年金または寡婦年金が支給されております。フランスは先ほど申し上げたとおりであります。イタリアは、軍人の恩給支払いに引き続き責任を負ふこととなり

ました。このため、ソマリア、エリトリア及びソマリアの旧植民地の住民であつて、イタリアの軍人

軍属として勤務中負傷しもしくは疾病にかつた者または戦死した者の遺族に対して年金を支給しております。ドイツも、同じく戦死した外国人の遺族に対しては、関係条約の規定に基づき年金が支給されております。

こういうふうに、先進国と言われる国々の中ではこういう扱いをしているのは日本だけであるといふことはおわかりいただけたかと思ひます。しかも韓国外務部は、この前私も予算委員会で申し上げましたけれども、次のような見解を示しました。

在日韓国人の補償請求権は一九六五年請求権協定の解決対象に含まれない。戦争犠牲者の補償請求権とは、国家の服務義務の賦課による義務者の役務提供という公的勤務契約関係において、個人が被つた被害及び犠牲性に対し、国家から補償を受ける権利として、補償適用要件を充足させる被害者に対し、国家は一種の行政債務を負ふものである。在日韓国人戦傷者は日本政府に対し、援護補償を請求できる。

この回答は東京地裁の法廷にも提出されております。このようなことが積み重なつておりまして今日に至つてゐるわけですが、私はここで内外の、もちろん先ほどから議論がございまして、内外的にも決して一〇〇パーセントであるとは申しません。けれども、同じように日本の国策によつて軍人軍属として徴用され、同じように戦つた方たちなんですね。その人たちをどうして救えないのか。

例えば、九三年には、日本国内では戦没者の妻の精神的苦痛を慰撫する戦後四度目の特別給付金、このために予算の中から五千二百三十八億円が使われております。戦没者の父母等の精神的苦痛を慰撫する戦後六度目の給付金、このために十九億円がそれぞれ計上された。いずれもが公務扶助料や遺族年金等を受給する者に対する上積み給付であります。

〔委員長退席、理事菅野壽君着席〕

私はこのことがいけないと言つてゐるんじゃないんです。幾らこんなお金をもらつたって、愛する肉親を失つた人たちがそれでいやされると思ひやない。けれども、余りにもその額が違ふんじゃないだろうか。こちらは一銭の年金支給もない。戦没者の遺族に対する特別弔慰金、先ほどお話が出ておりましたが、このために六千四百億円が計上されております。国内向けの戦後補償のために十五の法律が制定され、累計すると三十五兆円近くを費やしているわけです。しかし、それらにはいづれも国籍条項があり、旧植民地出身者を初め外国人を適用除外しているわけでございます。

先日行われました国連の人権委員会、NGOの団体から私が連絡を受けましたところによりますと、NGOの人種主義及びあらゆる形態の差別に反対する国際運動、この人たちが人権委員会で提言をしております。

その中で、「第二次大戦中に日本が行つた行為の責任に於いて日本の閣僚が立て続けに否定した発言をしていまして、在日台湾人、在日韓国・朝鮮人の状況は発言内容とは異なるものであります。第二次大戦中、約四十五万人の朝鮮人、台湾人が日本の軍人として戦場に赴くことを余儀なくされ、五万人以上が戦死し、さらに多くの者が負傷しました。」という趣旨の訴えがなされました。

外務省人権難民課においていただいております。課長は外国へ御出張と伺つておりましたのに、きょうはおいでいただいたてありがとうございます。

その場におられましたでしょうか、どうでしょう。その場におられてこの訴えを聞かれて、どんなふうに感じられましたでしょうか。

○説明員(川田司君) お答えいたします。申しわけありませんが、私、社会開発サミットというものの会議に出ておりましたので、ジュネーブで行われました人権委員会自体には、ちよつと都合により欠席させていただきました。先生御質問のNGOの件でございますけれども

も、一月三十日から三月十日までジュネーブで開催されました第五十一回国連人権委員会におきまして、二月十四日、議題二十の少数者の権利という議題のもとで、NGOでありますところの反差別国際運動、通称IMADRという団体の方がステートメントを行ったと承知しております。

その中でIMADRは、日本政府は、一九五二年に日本が主権を回復すると、朝鮮人、台湾人に対して押しつけてきた日本国籍を取り消し、この国籍喪失を、在日台湾人、在日韓国・朝鮮人の補償に対する権利を含む諸権利を否定する法的理由として使用を続けているという内容のステートメントを行ったと承知いたしております。

これを受けまして、我が国は人権委員会のメンバーでございますので当然人権委員会に出席しておたわけですけれども、このIMADRのステートメントを議場にて傍聴させていただきまして、我が国の立場をしるべく説明したところでございます。

以上でございます。

○竹村泰子君 それに対して日本政府代表の答弁というのを拝見しておりますけれども、実に冷たいというか、そっけないというか、ちょっと御紹介してみますと、「日本国政府は、サンフランシスコ平和条約、二国間平和条約や他関連条約等に従って、第二次世界大戦から生じた問題をこれまでに真摯に対処してまいりました。私、真摯だと思いませんけれどもね。」「戦傷者に対する補償問題の日本国内法下の対処方法は、極めて多岐にわたっており、そのほとんどが、受給者は日本国籍を持つ者であることを規定していますが、それは合理的理由に基づいているものです。」

三番目に、「例えば、国籍条項は以下の理由に基づいて戦傷病者戦没者遺族等援護法に組み込まれているものです。同法によって支給される援助は、軍人軍属が被った特定の戦争による損失に対する政府の補償という性格を持つものです。援護の受給者、援護の内容、そして関連する問題等の見識は、極めて高度な政策判断を含む立法政策の

問題に属するものであり、」というふうなお答えをしておられるんです。現在の状況ではこういうお答えにならざるを得ないだろうと私も思っています。

しかし、今に始まったことじゃなく、国連の人権委員会などですつとこの訴えは続けられてステートメントはされているわけですし、国際的には私は、やっぱり日本が経済大国になり先進国になつていくに従ってますます大きなプレッシャーがかかってくるというふうに思っていますね。

外国で苦勞なさるのは外務省、人権難民課なんですね。ですから、本当にある種お気の毒だとは思いますが、私も、やっぱりこれは厚生省に、このくらいはちゃんと救うような手だてをしてください、私たち苦勞しますよと、きょうは大臣いらつしやらないけれども、そういうお願いをされてもいいのではないかと私は思います。

もう時間がほとんどなくなつてしまいましたので、最後にお尋ねをして終わりたいと思います。井出厚生大臣は、御就任早々の九四年七月十九日の閣議後の記者会見で、在日韓国人の元日本軍属による障害年金請求訴訟が東京地裁で棄却されたことについてという質問を受けて、厚生省としては主張が正しかったことが認められ本当にほつとしていふというふうな大臣のコメントを私もテレビでお聞きしまして、本音はそうなのかなと思っていました。

その一方、あの人たちが救われるわけではなく、立法や行政にボールが投げ返された、官房長官にも内閣全体で知恵が絞れないかと伝えたというふうにお話しになっております。官房長官もたしかコメントを出しになっていまして、公式にはそういう政府としての主張が認められたけれども、率直に言つて気持ちの残るものがあるというふうな五十嵐官房長官もお答えになっております。

新聞の記事によりますと、先ほど大臣お答えになりました五十年問題プロジェクトでもこの問題を優先的に検討しようという動きが出ているというふうな伝えているんですけれども、本当にお名前がはつきり公表できる方は五人なんです。全体で見ても、多分こういうのはまだ国籍のためにはねのけられている人、恐らく十人ぐらいじゃないかと思うんですね。なぜこれが救つてあげられないのか。これは戦後五十年、厚生大臣という発言もなさつていらつしやるし、あなたが御在任中にぜひこれは実現をしていただきたい。強く要望して、お答えを伺つて終わります。

○国務大臣(井出正一君) 先ほど先生御引用の私の発言、朝日新聞だったと思いますが、ほつとしていいます。これは、実は私生まれ初めて被告人の立場でありまして、そういう意味では大変緊張もした後だったものですからそんなことを申し上げましたが、真意はその後の方だと御理解いただきたいと思ひます。

そんな意味でも、先ほど申し上げましたが、戦後五十年、いまだにこういう皆さんがいらつしやるというのは戦後の処理が終わつていない一つのままだにあらわれたということは、私もそのとおりだと思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたように、これは厚生省だけでどうもなかなか解決できない問題でありますから、やはり政府全体で、そしてまた与党のこの問題のプロジェクトチームの皆さんとももう少し御相談をしていきたいと、こう考えております。

○竹村泰子君 終わります。

○横尾和伸君 平成会の横尾和伸でございます。戦後五十年、大変意義ある、意義あるというか意義あらしめるべきときを迎えておると思ひます。そういう意味では、同じ考えで今国会の村山総理大臣の所信表明演説の初めのところにもそのことが明確に述べられております。

総理は、「一九九五年は、戦後五十年の節目の年であります。中略「この年を過去の五十年から未来の五十年へとつなぐ大きな転機」として「こゝろ述べられていくわけです。単なる通過点ではなくて、本当にこの五十年と五十年をつな

ぐ転換点として大きな転機」としたい、こう言われているわけでありまして。

そういう点では私も同じ考えであるんですけれども、最近この言葉がどうも大言壮語だったのかなという気がしてならないんです。何を実行されようとしているのか、先ほどの質疑の経過を見ておりまして、従来と何ら変わらないような気がしてなりません。五十年と五十年をつなぐ転換点にしては決意のほどが感じられません。

そこで、具体的には今回の法律案の特別弔慰金などがその一つに当たるのかな、あるいはこれは単純に通過点なのかなと、この辺は非常に意味がとりかねているところでございます。といいますのは、特別弔慰金四十万円、これまでよりも十万円多くなつていまして、その前が三十万円、その前が二十万円と段階的に来ているので、これは通過点なのかなという気もいたしますけれども、通過点ではなくて特別に四十万円にしたのは、やはり五十年の区切りでこれからの五十年とは違うぞというものを示すために思い切つて四十万円にしたのか、大変この辺の位置づけというのが重要だと思ひます。

そういう点でこの四十万円、あるいは言いかえれば戦後五十年をどのようにとらえるかという意味で、四十万円との関連で、大臣のお考えをできるだけ具体的にお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(井出正一君) 今回、戦後五十年という大きな節目を迎え、公務扶助料等の受給者がいないために国からの処遇を受けることのできない戦没者等の遺族に対して、国として改めて弔慰の意をあらわすことが必要であるということから、引き続き特別弔慰金を支給することとしたものと理解をしております。

支給額でございますが、前回支給した昭和六十年以降の経済情勢の変化等を勘案して、今日の社会通念から見ても妥当な額を四十万円と決めたところでありまして、たまたま十万円十万円という刻みに結果的には相なりましたが、特にそういう意味のあらははこの四十万円の根拠には入っていない

いと、こう申し上げていいと思います。

○横尾和伸君 厚生省のつくられた法案の概要という資料なんですけれども、その中には、戦後五十年を迎えるに当たって国として改めて弔慰の意を表するため、そういうことで特別弔慰金として云々という説明がなされております。ちょっとこれはニュアンスの問題かもしれないけれども、私はやはりここに相当な意味が込められているんじゃないかと思うんです。大臣が今言われたのは、特別な意味はないんだというように聞こえたんですが、私が聞き間違ったのでしょうか。

今回の戦後五十年というのは二度と来ないし、これからの五十年、改めて新しい流れをつくっていくかなきゃいけない転換点だ、こういう大変な位置づけにあるべきだと思ふんですが、その意味がちょっと感じ取れなかったんです。もし追加してお答えいただけるならば、戦後五十年をどのように特別にとらえるのか、こういう観点からお答えいただきたいと思っています。

○国務大臣(井出正一君) 戦後五十年というのは、日本のこれからにとりましても、やはり過去を振り返ってきちんとした反省の上に立っていかなくちゃならぬというまさに節目の年だ、こう考えております。

ただ、この特別弔慰金の支給は従来も十年ごとに支給が取り決められてきたわけで、ちょうどそれがこの五十年と時期的にも当たるわけでございします。

それはそれとして、過去の戦争においてあれだけ御苦労をなさりながら、公務扶助等の受給者が既にいらつしやうなくなつて国からの処遇を受けることのできない戦没者等の遺族に対して、やはり五十年という年でももちろんありますから、国として改めて弔慰の意をあらわす必要を感じて支給をすることとした次第であります。

○横尾和伸君 四十万円の数字的な根拠をという意味ではなくて精神的な意味で、今回こそいろいろな意味で実質的に節目のときととらえていかなければいけないという意味で御決意をお伺いした次第であります。

第であります。

ちょっと角度が変わりますけれども、昨年六月に自民、社会、新党さきがけは、新しい連立政権を樹立するに当たりまして合意事項を発表されました。いわゆる三党合意と言われていると思うんですが、これは三党が基本的な問題についてどういう合意事項のもとに政権を担当する、それまで歩調が全然違つていた部分が多くある政党が政権を担当しますよ、そういう意味で野合ではない、その当時批判の声もあったいわゆる野合ではないかという点に對する三党側からの一つの答えであつたかと思うんです。そういう意味では政権を担当するに当たつての国民に對する公約なんだろ

うな、こう思っているわけですね。
例えば、そういう中には「行政改革と地方分権の推進」あるいは「高齢社会と税制改革」あるいは「戦後五十年と国際平和」、こういった課題について三党が合意した内容を文章にしているわけでありまして。

そういう点で、これは国民への公約だと私は確信をしておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(井出正一君) 昨年、新しい連立政権が樹立される際に、今先生御指摘のように自民党と社会党そして私ども新党さきがけで合意を見ました事項の中に、たくさんあるわけですが、「戦後五十年と国際平和」ということに關しまして、「新政権は、戦後五十年を契機に、過去の戦争を反省し、未来の平和への決意を表明する国会決議の採択などに積極的に関与する」、こううたつて

いるところでございます。
私は、これは大変重要な合意事項でありまして、それは政権が樹立されたわけでございしますから、い

わゆる公約といふことにももちろんなるんじゃないかと考えております。

○横尾和伸君 私この趣旨については賛成でございます。この趣旨といふと、今大臣が例示的にお話しされた戦後五十年に關する記述でございします。「新政権は、戦後五十年を契機に、過去の

戦争を反省し、未来の平和への決意を表明する国会決議の採択などに積極的に関与する」と。これは新政権がやることで、その内容、考えをいっしやる方向性というのは大変重要なことだと思ひます。ただこれだけですべてだとも思ひておりませんけれども。

ただ、これでもさへ何かきしみがかりが聞こえてきてなかなかその姿が見えてこない。この問題については、不戦決議という形で自民党と社会党が合意をするために随分努力しているという新聞記事等も読ませていただいておられますけれども、その際に、これは三党合意で国民に公約しているという点で、やはり終戦という時期を考えれば会期末が一つの現実的なターゲットだと思うんですが、それでも、それまでその時間がありませんね。

そういう中で、不戦決議問題でさきがけの代表者、幹部の一人である大臣も含めましてどのような動向があるのか、どのように努力されているのかといふのがどうもよくわからないんです。その辺のこと、時間がない中ですけれども、今後さきがけはこの件に關してリーダーシップをとるお考えはないのか。自社両党にお任せをして、そしてそのうちに合意事項の公約が守られるだろう、こう思つておられるのか。その辺のところ、さきがけの代表者でもあります大臣に両方の立場をお考えになつてお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(井出正一君) さきがけはたった二十名の小さなグループでして、それだけに意思疎通といふまじやうか、あれは極めて容易にできます。別に幹部とかいふようなあれはございせんから、みんなで相談し合つて今やっている最中でございます。

まず、時期なんです、やはりこの八月十五日で満五十年になるわけですから、それまでにこの決議がぜひなされなくちゃならない、なされるべきだ、こう考えております。ただ、国会の会期といふ問題もございしますから、そういう意味では今先生がおっしゃつたように、今会期中にできるもの

のならやつぱりやるべきだと、私どもはそんな考えております。

ただ、各党それぞれの中にはいろんなお立場、お考えの先生方もいらつしやいますから、それぞ

れが今党内で御協議をしながら、そしてまた連立三党が持ち寄つていらつしやいます。私どももその中に入りまして、ただまことに小さな党でございしますから、伝統がありまた大きな自民、社会

両党の皆さん方がそういう方向に合意していただけないことには、連立でございしますから我々だけでやつたとしてもなかなか思うようにはいきませ

ん。
しかし、何とか合意に達することができるよう、まことに力は弱うございしますけれども懸命の努力をなくちやいかぬと思ひますし、またこれはタイミングといった問題もきつと一つ大事な問題になるかもしれない。みんなと相談しながら、ぜひ実現に向けて頑張つていきたいと思ひております。これは、私は今与党のことばかり申し上げましたが、むしろ野党を含めてなされるべきものじゃないかな、そんなふうにも思ひております。

○横尾和伸君 何かお立場も一部わかりますけれども、一部ではまた漁夫の利みたいなことをお考えなのかと勘ぐりたくなるようなところもございしました。しかし、それは私の単なる感想として申し上げておきます。
ただ、大臣、時間にも限度があるということでもありますし、もうそろそろお考えをはつきりさせた方がいいんじゃないか。そういう意味で、私どももあくまでも新聞情報ですけれども、不戦決議で自民党と社会党が今一生懸命頑張つておられる。そういう中で、自民党の方が平和決議という言葉に言いかえて少し内容を変えようといふとされている。その内容はしかるべき場に出していただければ、その中でまた検討をする機会もあらうかと思ひます。
それはそれとして、随分不戦決議と平和決議と

いのは中身は違ふような気がするんです。これは公式に発表されているのかどうかともわからないので、ちょっと聞き方を変えますと、同じ意味で聞くんですけれども、例えばこういうふうに関いはたらかりやすいかもしれません。

昨年の八月三十一日に村山総理大臣の談話が発表されました。戦後五十周年に関連したものですけれども、そこにはこんな文章があります。「明年は、戦後五十周年に当たる。」中略「この重要な節目の年を真に意義あるものとするため、」中略「私は、我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことに對し、深い反省の気持ちにたつて、不戦の決意の下、世界平和の創造に向かつて力を尽くしていくことが、これからの日本の進むべき進路である」と考える。大変立派なことを言っているしやうと思うんですが、具体的にこのことを大臣はどのように受けとめられ位置づけられておられるのかと、こういう意味なんです。

先ほどから言っていることと同じ問いなんですけれども、どっちなのか、不戦決議なのか平和決議なのか、どっちの言い方でも結構でございす。村山総理が、侵略行為や植民地支配など多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみとして深い反省と、こう言われていることをどう思われるか、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(井出正一君) 私は、昨年の八月三十一日のあの総理大臣の談話は大変すばらしいことをおっしゃっていらつしやると、こういうふうに関いはらかりやすいかと思ひます。

そして、私もさきさきこの地方選に臨むに当たりまして、重点公約の一つに「戦後五十周年を契機に、過去の戦争を反省し、未来の平和への決意を表明する決議の採択や記念事業の実施などに積極的に取り組まします。」と、こううたったところでありまして、これは昨年の三党合意の文章をほとんど引用したものであります。

委員、あるいは新聞なんかで不戦と平和決議、

これは随分違ふんじゃないかと、こんなお考えで今御質問かと思ひますが、私もそこは正直のところまだよくわかりません。

ただ、自民党が選挙の公約に総理のこの部分を除かれたというふうな記事からそんな御質問なのかと、こんなふうにも私なりに今考えたんですが、これは他党のことでもございすから私が一々申し上げることは差し控えるべきでし、また申し上げる何も持っておりませんけれども、ただ村山内閣を自民党、社会党、私どもでつくつておるのでありますから、その与党でいらつしやいますから、私は必ずやいい合意が得られると信じております。

○横尾和伸君 ちょっと意味がとりかねたんですけれども、私は何が削除されたとかそんな話もしていないし、そんな認識も余りなかったんですけれども、総理大臣の昨年八月三十一日の談話、純粋にこの部分について厚生大臣はどうお考えになるのかと、先ほど読み上げた部分ですと、これについて端的にもう一度答えたいだきだと思ひます。

○国務大臣(井出正一君) 私は大変評価もしておりますし、賛成であります。

次に、時間もありませんけれども、先ほど来同僚議員からの質問もありました国籍条項に関する問題であります。最近では一九八二年の難民条約の批准、これも一つの大きな節目だと思ひますけれども、こういうことを契機にしながらだんだんに国籍条項をなくしていくという国内の動きもあります。例えば、私が言うまでもありませんけれども、国民年金法あるいは児童手当法などが現在では国籍条項がなく外国人に開放、開放という言葉がいろいろあるか、国籍条項がなくなつております。

そういう中で、国籍条項が本法、今回の法律では残っているわけですが、これはいろいろ調べたり聞いたりしてみると、国家補償の精神に基づくと

のについてはどうも残っているということなんですが、国家補償の精神に基づくものに限つて大分国籍条項がしつかりと残っているのは、これは何か理由があるんでしょうか。

○政府委員(佐野利昭君) 通常の社会保障関係の法律につきましては、今先生がお話しありましたように、難民条約の批准に伴ひまして国籍要件を撤廃いたしてきております。しかしながら、援護法のようないわゆる国家補償の法案といふものは、これは極めて高度な政治的な判断を要するいわゆる立法政策上の問題といふことでございすので、各国のそれぞれ立法政策にゆだねられるべき分野である、こういうふうに関いはらされておるのだと思ひます。

日本の国におきましては、国籍問題につきましては、旧日本国籍をお持ちの植民地だった国の方々は、その人たちに對する取り扱いはそのそれぞれの独立国の国との個別取り決めで決めるという国策をとつたわけでもございす。それによりまして、その後例えば日韓条約等において個別具体的に取り決めたしてきたと、こういう位置づけになつておるものから、そういうことでそれと別個の形で国内法だけで国籍要件を撤廃するといふ政策はとらない、こういうことでございす。

○横尾和伸君 既に先ほど来質問のあった問題ですけれども、私も外国の例を少し調べさせていだきましてけれども、どうも先進国では日本だけが国家補償というのを大事にとつておるようございす。それはそれで私は否定するつもりではないんですけれども、国家補償の精神に基づきと、いうことだけでくりをつくる、そこからは一歩も入れないという姿勢を感じるんです。

もうそろそろそういう時代ではなくて、先ほど来申し上げているように、戦後の五十年それからこれからの五十年と区切りをつける、転換の年にするといふことからすると、やはりもう少し頭を柔らかくして、つまり国家補償という言葉だけでくくつてその中には一歩も入れさせないといふことではなくて、いわゆる国家補償の内容を変更し

るかかそういうことを私言いたいわけではなくて、対象の一部分を事実上即して判断したらどうだろう、そういう部分については少し弾力的になつてもいいんじゃないかと。

外国の例でもありましたし、それから国内でも今申し上げたようにその傾向が強まつております。私は大変いい傾向だと思ひますし、この際、先ほど大臣からもお話がありましたように、地方参政権の付与の問題も検討している。そういうふうに関いはらうと考へていなかった、考えられなかったことも今やろうとしておるわけなんです。そういう中で、今回の国籍条項は即撤廃する方向とまではいかなないまでも、例えば永住されている外国人には国籍条項は適用しないとか、そういう部分についての検討すべき課題が出てきていると思ひます。

私は、そういう点で大臣、もう少し柔軟にことしこそ考へるべきだと思ひますけれども、大臣のお考えを伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(井出正一君) 実は、先ほど竹村委員の御質問にもお答えしたとダブるわけでもございすが、昨年の在日韓国人の元軍人軍属だった方の訴えの判決に際しまして、私自身も何とかならないかなと、こう思つた次第でありますし、そのことを官房長官にお話をしたことも確かでありました。

ただ、先ほど来局長が御答弁申し上げましたように、いろんな経緯もこれありまして、援護法の国籍要件を廃止とかあるいは解釈を変えるという問題につきましては、これはやっぱり厚生省だけではなくて政府全体で検討されるべき問題であらうかと思ひます。

したがいまして、まだ政府全体で取り組む事にはなつておりませんが、先ほど申し上げましたように、私も与党の方の五十年問題プロジェクトチームでもこの問題が論議もされております。したがいまして、まさに戦後五十年という節目の年でもありますから、私としても何らか政府全体で取り組んでいかなくちゃならぬまさに大事

な時期だな、こう考えておるところでございます。

○横尾和伸君 終わります。

○萩野浩基君 新緑風会の萩野浩基でございます。よろしくお願ひいたします。

私は、各委員会でも取り上げられておりますし、きょうも冒頭に宮崎委員の方からもありましたけれども、やはりこの災害の問題というのは大変大きな問題であると思います。

前にも申し上げましたが、私のところの大学は福祉系の大学であるということがあるからかもしれませんが、試験も何か半ばではばらばらして行つたのもありますし、卒業生もたくさん行つていくというので、作業服に長靴というスタイルで参つたわけなんです。その後のことをちょっと申し上げておきたいんです。

行きましたときに、私は前にも申しましたら申し上げたかと思いますが、このごろの若い者は捨てたものではないという声を、涙を浮かべながら老人の方がおっしゃっておられたのはほんとに思ひました。その後いろいろ努力いたしましたし、さきやかなともしびではありますけれども、長田区の二葉のところに、本来なら公園はなかなか貸してくれないんですけれども、やはり地元の人たちの要望とかいんなので超法規的な解釈でプレハブを建てました。

そうしましたら、二つのことが起こっているんです。一つは、これからは体の榮養じゃなくて心の榮養が非常に重要な問題になってきました。それから、障害を持つておられる方がやっぱり自分のもとに帰りたいというので帰ってきたんだけれどもどうしようもないと、そういうのも受け入れるというふうな形に今なつておるんです。

いずれにしても、若者たちが一生懸命やっています。これを機会に、一月十七日はボランティア元年というふうな一つの目標を置いて、大臣、これは厚生省でありますから、大臣は特にそういう方面においては深い考えを持つておられると感じま

すので、通告はしてありませんけれども、ボランティア元年としてボランティアを進めていくというふうな考え、いかがでしょうか。

○国務大臣(井出正一君) 先生おっしゃるように、今回のあの震災に際しまして、本場にボランティアの皆様方が私ども最初予想もしないような大変な活躍をしていただいたわけでありまして、そういった意味で、せっかくのボランティアの皆さんの御好意が、受け皿が必ずしも十分なかったというふうなことも反省いたしまして、今政府全体で少しボランティアに対して行政がどんな形で対処したらいいかといった検討会も持たれるようになっております。経企庁が一応事務局をやつておられますが、それに厚生省ももちろん入つておられますから、そこらの中で今先生御提案くださいましたボランティアの日、一月十七日、どう

だといったものももう少し詰めたが、その会合なんかに提言をしてみようかなと、今ちょっとそんなふうな考えていたところで、今ちょっと

○萩野浩基君 ありがとうございます。外国と比較しましてボランティアというコンセプトが十分に国民に理解されてないんで、これを契機にひとつ、今大臣にそういうような言葉をいただきまして、ぜひ厚生省がリーダーシップをとつてお進めいただきたいと思ひます。

さて、今回の法案による二本の法律の改正なんです。これは私は趣旨に賛成でございます。五十年を節目というところが先ほど出ておりますが、戦傷病者それから戦没者、遺族の方々等、こういう方々に目を当てるということで私はこのことについては賛成でございますし、また質問しようと思ひましたことは同僚委員からの質問がありましたので、私は、戦後五十年でもう一つ取り残されておる、今まで触れられなかった問題について触れてみたいと思ひます。

それは、中国残留孤児やまた残留婦人等に関する問題でございます。特に残留孤児というのは、テレビに出てくると大体私と同じ年代なんです。ね。だからもう人ごとには思へません。私の同僚

の中にも辛うじて帰ってきたというののもおります。それから、残留婦人の方々に関しては、これはボランティアで一生懸命やっておられますね。たまたま向こうに旅行に行つてこういうのに接したというのでも、本場にボランティアでやつておられる会館の私のところにもしょっちゅうお訪ねになります。こういう方々というのは本場に純粋な気持ちでやつていらつしやるので、きょうはこれに絞つて質問させていただきたいと思ひます。

特にこの問題がクローズアップされておりました。法律も以前と比較しますとかなり充実してまいりました。各省庁が連携をとり合ひながら、厚生省がひとつ思い切つたものを今回も出してあります。六年の十九億八千八百万でしたか、今回は二十九億五千六百万というふうにぐっと伸ばしていらつしやるんです。

それによつてはかの省庁も動いているというところとは私は大変うれしく思つておるんですが、最近の新聞で見かける話に国籍問題が出てきております。特に、永住帰国した中国残留邦人の方々が日本で生活していく上では国籍が問題となります。そこで、帰国後に日本の国籍とそれから戸籍を抹消されるようなケースが出てきた。私はいろいろ資料を持つておりますけれども、行政とすればもつといろんな面で温かい血の通つた対処の方法があるんじゃないかと、このように思つております。

そこで、具体的にちょっと質問をいたしたいと思ひますが、これは法務省とも関係するんで、法務省いらしていただけますか。

先ほども言ひましたが、ボランティアで来られる方々の話では、これは地方法務局によつてその取り扱いが著しく異なつておるといふので、具体的な例を言ひますと、ところによつては同じ状況でそれを要求しているんだけれども、ある地方法務局によつてはこうだった、あるところではこうだったというふうなものも耳にしておられます。その実態はどうなつておるのか。これは法務省に聞

きましようか、簡単にお願ひします、時間が十分足らずですから。

○説明員(原優君) 今、先生御指摘いただきましたように、地方地方によりまして国籍認定の扱いが異なつておるんじゃないかという御批判があることは私どもも承知しております。

この国籍認定といふのは、その方が中国国籍を取得したかどうか、取得した場合にはその経緯、動機等はどうかであつたのかということ調査いたしますが、そういった事情がその方の身分関係ですとか置かれた生活状況によつて異なつておりますので、どうしても個別事案ごとの判断になるという要素がありまして、事案によつては認定が異なつておるというケースがございます。

○萩野浩基君 それはわかります。それぞれケース・バイ・ケースでありますから、若干異なつたことが出てくるというのは当然と思ひます。国籍法第十一条は、「日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失ふ。」それから二には、「外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失ふ。」と。こういうのは法律として明白なわけです。

私が申し上げたいのは、自己の志望により中国国籍を取得しているために日本国籍をなくしてしまつたと。それからまた、日本国籍を抹消された者が国籍確認を求めた訴訟というものが起こつております。この訴訟を見ておりますと、今現にやつてゐるのは多分五件あると思ひますが、その中でこれまで判決が出た分はみんな訴訟を起こした人が勝つてゐるわけですね。

また、法務省の方とすれば、現行法からすれば訴訟で解決してもらわなきゃならないというふうな、これは新聞のコメントですけれども、いかかと思ひますが、私はそれではだめだ。こういう戦後五十年というものを、我々は反省の上に立つたのであるならば、とにかく満州に行かれたりみんな出ていって、そして小さな子供さんであつたりそういう方々が本心に気の毒な目に遭つてゐる、こん

なことが解決できないで、戦後五十一年の総括なん
ていろいろ言うが、もっとそれ以前の問題だと、
そのように考えております。

これは厚生省だけに私が幾ら力説しても、やは
り法務省との関係で、もっと血の通った前向きな
姿勢が必要じゃないか。今までの判例はこうなっ
て確かに負けましたという答弁は私は要りませ
ん。私が言いたいのは、多分これから後の裁判に
おいても国が負けるだろうと思ひます。私も若干
法律はやっておりますからね、今までの判例とか
いろいろのを見て。こういうのをほうっておく
というのは甚だ遺憾であつて、私は何としても国
籍獲得の基準というものをやはりこれは法務省は
出すべきだ。それにはもっと厚生省ともリンク
をとつてやっていってもらなければならぬ、
私はそのように思っているんですが、法務省の
方、いかがでしょうか。

○説明員(原優君) 今、先生から御指摘いただき
ましたように、過去に私も行いました国籍認
定の判断が裁判所で覆されているケースがかなり
ありますので、私もとしてはこれを非常に謙虚
に真剣に受けとめております。

そういう事例を会同等を通じて各法務局に
紹介し、国籍認定でどういう点を留意すべきか
というのを指示いたしまして、全国において統一
的な国籍認定が行われるように努力してござい
ます。裁判例が幾つか出ておりますので、そうい
った裁判例から幾つかのポイントといひますか、考
慮すべき事項というのが出てきておりますので、
そういうものを踏まえまして基準といつたものが
つくれるのかどうかといった点を含めて、今後全
国におきまして統一した国籍認定が行われる方策
を検討していきたいと思ひております。

○萩野浩基君 予想外に積極的な意見をいただい
て、これは大変収穫だと思ひます。何としてもこ
れは血の通った行政が行われなければならませ
ん。法律がこうなっているというよりも、これは
行政指導の裁量範囲として何としても、今そのよ
うな積極的な答弁は、多分打ち合わせていらした

と思ひますから、民事の第五課だと思ひますが、
ぜひともこの基準を早くつくつていただきたい、
このように思ひております。

最後に大臣、今法務省の方とのやりとりも聞い
て御理解いただいたと思ひますが、国籍獲得の基
準というものはそういうような方向に向かつて努
力するという決意を聞いたんですが、最後に大臣
に、中国残留邦人の問題全般について。

先ほど、まだ残っているのは私らと同じ年代、
そして最後は日本に帰って日本で眠りたいといふ
人もたくさんいらっしゃるわけですが、そういう方
はだんなを亡くしてもう大変な年齢になつてい
らっしゃいますから、そういうのもろもろの問題を
含めまして、大臣は大変こういう問題に關しては
御理解があると聞いておりますので、政府がつ
くった答弁ではなくて生の素朴な感想をお聞きし
て、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(井出正二君) 実は、ちょっと答弁に
ならないことを申し上げて申しわけございませ
んが、私が初めて国会へ出てきて最初の質問をし
たのが法務委員会、時の法務大臣が遠藤先生で
いらつしたと思ひますが、ちょうど残留留
国孤児の就籍問題を質問したことを今思い出して
おりまして、法務省が大変いい答弁をしてくだ
さつて、先生から期待をしていただいたのはうれ
しく思ひております。

さて、残留邦人の問題ですが、昨年の秋にも肉
親捜しに三十数名の皆さんがお見えになりました。
まさに一番の年長者が私と同じ年で、あとは
みんな四、五歳下の皆さんです。もう長い間の御
苦勞の結果でしょう、少なくとも私もよりは
ずっと老けていらつしやいます。そして、いろん
なお話をしたんですが、これはもうある時期に概
了宣言といひましょうか、これで調査をはば終
わつたということにもかかわらず、その後毎年や
るのとはどういふことだろうと思ひて不思議だつ
たんですが、よくわかりました。
それは、養父母にずっと育てられて今日まで来
たとき、お父さん、お母さんが亡くなったときに

打ち明けられるとか、あるいは近所の人に知らさ
れるとか、あるいは途中でわかつたけれども悲し
ませるのが忍びなくて我慢していたとか、あるい
は逆にかえつて怒られちゃうのが恐くて黙つてい
ざるを得なかつたとか、いろんなケースがあるよ
うでございます。まだ随分これからのそういう皆
さんが出てくるんじゃないかと思ひますから、
これはやっぱり少しの長い事業と考えていかな
くちやならぬと思ひます。

そういう皆さんの中で、帰つてきたいといふ
皆さんにはできるだけスムーズに帰つてきていた
だいて、しかもこちらで一日も早く自立できる体
制をつくつていかなくちやありませんが、あちら
でもう家族を持つてやっぱり親戚関係もでき
ちやつていますから、無理して帰つてくることを
余り応援するのはいかがと思ひます。そういつ
た意味ではここの予算にもあれしましたが、む
しろ一時帰国の毎年化したといったのは、そんな意味
では私がかえつて意味があるんじゃないかな、こん
なふうに思ひております。

いづれにいたしましても、これはみんなかつて
満蒙開拓団のころ行かれた方々の子供さんであり
ますから、やはり国としての責任は大変重いもの
がありますからできるだけのことを国としてやら
なくちやならぬ、こう考えております。

○萩野浩基君 どうもありがとうございます。
よろしくお願ひいたします。

○西山登紀子君 いつの時代にも戦争の最大の犠
牲者は子供たちです。そこで私は、援護法の準軍
属として対象になつてゐる満蒙開拓青少年義勇軍
に關してきょうは質問をいたします。

し、以て満州建国の理想実現を期す、こういう
ふうになつています。

つまり、満州に日本内地の農村の青少年の訓練
所を設置いたしまして、当時数えの十六歳から十
九歳の青少年を募集、収容、訓練するというよう
な内容でした。拓務省が担当してございまして、
「満州に対する青年移民送出に關する件」とい
うのを第一次近衛内閣の閣議に提案して、十一月
三十日に即日決定をされております。

厚生省にお伺ひしますけれども、この援護法が
対象としている準軍属、満蒙開拓青少年義勇軍と
いうのは、一九三七年十一月三十日の閣議決定で
始まつたことなんでしょう。

○政府委員(佐野利昭君) 御指摘の昭和十二年の
閣議決定、「満州に対する青年移民送出に關する
件」に基づくこの人たちを対象としたものを準軍
属として対象といたしてございまして。

○西山登紀子君 くわを持つた少年兵ということ
だと思ひますが、問題はこんなないけな子供た
ちをどうやって集めたかということなわけですが。
大臣はもちろん長野出身で御存じだと思ひん
すけれども、長野県は全国で一番たくさんこの義
勇軍を送つた県でございまして。私も、どうやつ
てこんな子供たちをあるいはこんな子供たちが満
州に行つたのか少し調べてみました、実に恐ろし
いことです。

京都府の公報、一九四一年の二月四日付で、高
等小学校、尋常小学校校長あての京都府学務部長の
通達というのがあるわけですが。昔の言葉で少し読
みにくいんですが、御紹介をします。「満蒙開拓
青少年義勇軍郷土部隊募集ニ關スル件」では、
「過般本府主催ニ係ル市郡小学校校長會議ニ於テ決
定相成候標記郷土部隊編成補充募集ニ關シ一市郡
平均五名送出準備ノ都合モ有之候条貴職ニ於テ
夫々貴市郡小学校校長會長ト緊密ナル御連絡ノ下ニ
応募者氏名來ル二月十一日限本府職業課必着ヲ以
テ通知相成度、こんなふうな通達が行つてい
るわけですが、京都でお聞きしましたが、こういう満蒙青少年

義勇軍の合格証明というのは府が行って、制服や制帽や靴を支給し、京都府の職員が引率をして茨城県の内原訓練所に送り込んである、こういうのがその子供たちを集めて送った経過です。

つまり、行政機関を通じて人員を割り当て、なかなか集まらないので最終的には学校に伝達をし、教員や学校長が児童や父母の説得に当たって連れていった、こういうことです。こういう事実の中であの有名な「教え子」を再び戦場に送るな」という教員運動のスローガンも生まれたということとお伺いをいたしました。

大臣は、こういうふうにして子供たちが連れていかれたという事実や経過、御存じでしょうね。

○国務大臣(井出正二君) 私、そのころ生まれたか生まなかつたぐらいですから当時のことは覚えておりませんが、その後、満蒙開拓団のことについては、先ほど先生がおっしゃったように私の地元からも大勢開拓に参画いたしました。私の隣の町は二つに、ちょうどほぼ半分に分けて、兄貴が残って弟が行くとか、逆の場合もあったようですが、満州の地に分村をいたしましたし、引き揚げてきてからは、辛うじて帰ってこられた皆さんは浅間山ろくに、軽井沢の地籍ですが大日向というところへ開拓に入られたような方もいらっしゃるものですから、それなりに私も承知しております。

私の地元には「長野県満州開拓史」という大変膨大な記録が残っておりますが、その中にも、拓務省の配当を見込んで県が各市町村へ募集人員を割り当てて募集が行われたといった記述や、県は県下の市町村を初めとする学校長、在郷軍人分会長等に適當者の推薦を依頼していたといった内容も記されております。

○西山登紀子君 当時、どのような子供たちが義勇軍になっていったか、連れられていったかというところで、昭和十六年度に岐阜県が送出をしました郷土中隊の四百四十四名について、財団法人満洲移住協会が調べた「義勇軍身上調査統計」というのが公開をされています。当時は極秘のものでございました。

それによりますと、親の職業は農業、これがもう七割を占めています。それから続柄、これは長男は非常に少なく、四百四十四名中、次男は百五十七、三男は百三十四、圧倒的に次男坊とか三男坊が多いわけです。それから、志願の動機はどうかといいますが、先生に勧められたというのが四百四十四名中二百五十八ですから、先生が説得をしたということがこのアンケートからも非常にわかります。年齢は十五歳、十四歳を合わせると三百六十名ということで、十四歳や十五歳の子供たちが非常に多かった、今の中学校の一年生、二年生、こういう子供たちです。

家族の反対者は、当時のようなああいふ状況のもとでも反対がなかったというのは三百二十四で、あとは何らかの形でお父さんが反対したり、お母さんが反対したり、おばあちゃんやあるいは兄弟やそういう方々が反対したという数でございませう。あのような状況から見ますと、やはりいたくない子供たちを戦地に送る、このことについての同意はなかなか得られなかった、反対も多かった、こういうこともわかります。

それで、一体何人が義勇隊の入隊者として行ったのか。事実、内原の訓練所に送り込まれた子供の中にも寂しくなって帰ったという子供もいるわけ、渡満した子供は一体何人か、うち死亡者の数は何人か、帰ってきた子供たちは何人か、まだ帰らない子供たちは何人か、厚生省の御認識をお伺いいたします。

○政府委員(佐野利昭君) 残念ながら、今先生が御指摘になりましたその青年義勇隊の人たちのみを限定した数字は実は持ち合わせておりません。

外務省が、帰国した人たちの情報に基づきまして、昭和二十八年三月に在満開拓団義勇隊在籍者調査表というのをまとめております。この資料によりますと、満州に入植した開拓団の在籍者数というのが二十四万一千六百六十名であり、その中で死亡された方が六万五千三百二十三名、それから帰還された方が十四万六千三百三十名、それから未引揚者は二万九千五百七名というふうに報告

をされております。開拓団の在籍者の二十四万一千六百六十名のうち青年義勇隊員としてそこで登録されておりましたのは、義勇隊訓練所員として二万二千五百十八名であります。

しかしながら、ここで三年ぐらい訓練を受けてから開拓団になられたということでありましようから、開拓団員として二万一千三百六十六名がいらっしゃるわけですが、その中にどの程度の義勇隊員であった方が入っていらっしゃるかわかりません。この資料からは推計できないわけでございます。ですから、そういう面では残念ながら先生の御質問にはじかに答えする数字は持ち合わせておりません。

○西山登紀子君 駆り出すときには鳴り物入りで駆り出して、そして数もわからない、その消息もまだはつきりつかない、本当に政府の怠慢といえますか、もちろんその名簿を当時どこでやったのかあれですけれども、私は、厚生省が準軍属としてこの援護法の対象にしている人たちが一体何人いたのかとか、そういうことについてやはりもっとも熱心な態度を示していただきたいと思っております。

内原訓練所の資料、一九四七年八月十五日現在というのがありますが、これでは、全国で義勇軍は六万九千九百七十七名、訓練生は二万一千九百八十六名、合計九万一千九百三十三名という数であります。これは内原訓練所の資料ですから、幾らでも手に入る資料でございませう。ですから九万一千九百三十三名、こういう子供たちが遠い戦地で苦勞をさせられたということです。

そして、先ほど御質問がございましたが、私もこの際、大臣にお伺いしたいと思っております。国会の、国政の重大問題になっている不戦決議、さきがけの、先ほど幹部じゃないとおっしゃったけれども、やはり幹部としての御見解をお伺いいたします。

○国務大臣(井出正二君) 昨年の夏、自民党、社会党と、私もさきがけで連立政権を樹立するときに、五十年の節目の年に当たって、過去の戦

争を反省し、未来の平和への決意を表明する決議の採択をしようという合意を見ておまして、私はこれは大変大きな合意事項だと考えております。

○西山登紀子君 私たちも、侵略戦争と認めて国家責任を明らかにする国会決議、ぜひ必要だといふふうに考えております。そういうふうな立場に立つてこそ私はこの援護法が生きてくる、国が弔慰の意をあらわすというこの援護法の精神が生きてくるというふうにも思うわけですね。

そこでお伺いいたしますが、今まで援護法によって援護を受けてきた準軍属四号の人、それから今現在受けている人の数は幾らでしょう。

○政府委員(佐野利昭君) 満蒙開拓青年義勇隊の隊員につきましては、実際にこれを適用いたしましたのは昭和三十年でございまして、それ以前の方々ににつきましては戦闘参加者ということで援護法の適用をしたケースがございませう。ですから、それ以前の適用者につきましては実は把握する資料がございません。

三十年以降の満蒙開拓団の援護法の適用対象として規定した後の数字でございまして、遺族年金の適用をいたしましたのが二千四百七十七人、それから障害年金の適用をいたしましたのが八十七人でございませう。

現時点におきまして、その中で遺族年金を適用されておりますのが三百三十九人、それから障害年金は五千九人となっております。

○西山登紀子君 戦後五十年を前にして、京都でも重い口を開いて当時のことを語る平和の語り部となって運動をされている方も出てきています。そこで、京都府議会が我が党の佐藤議員がこういう質問をいたしましたところ、宮津市の三名を含め三十六人の未帰還者があるとされているが、生死の消息調査はどうなっているかということで京都府に質問をいたしましたら、京都府はこういうふうの方々の送出名簿及び引揚者名簿は現在国において

保管されているところであり、またその未帰還者の状況の調査究明につきましては、未帰還者留守家族等援護法に基づき国の責務とされているところでございますので、御理解を賜りたい。つまり京都府はわからない、国が持っているのだ、こういう答弁を昨年の十月にしております。

そこでお伺いいたしますけれども、義勇隊の送出名簿、それはどこに保管をされているか。京都府のそういう送出者の消息、名簿など厚生省でおわかりになるのかどうか。

○政府委員(佐野利昭君) 先ほど先生からのお話でございますように、この送り出しの業務は拓務省でやっております。その後この仕事が大東亜省の方に統合されました。戦後、終戦に伴いましてこれが外務省の方に移管をされております。外務省から厚生省の方に引き揚げ援護の仕事だけは引き継ぎを受けておりますが、送り出しの業務につきましては引き継ぎを受けておりませんので、残念ながら厚生省の方には送り出しの関係の資料は一切ございません。

それから、ただいま京都府のお話もございましたが、京都府から確かに十月七日付で青年義勇隊員の情報調査につきましての調査依頼を受けております。外務省から移管されました関係書類、引揚者から提出があったもの等について調査をいたしましたところ、これらの御照会のありました三名の方が青年義勇隊員として旧満州に渡っていたという事実は確認がされましたが、それ以後の消息等については残念ながらそれを明らかにする書類は手元に残っていないということでございます。この点につきましては昨年十一月ごろ京都府の担当の方に、いわゆる帰還についての事実確認ができないという点については電話で御回答申し上げたところでございます。

○西山登紀子君 義勇隊の送出名簿は国のどこに保管されているのか。

○政府委員(佐野利昭君) これは、少なくとも厚生省には引き継がれていないということだけであります。どこにあるかということは私どもで把握

握のしようがございません。

○西山登紀子君 戦後は終わっていないというお話も出るました。実際、遺族の方々にとっては終わっていないわけです。だから、義勇隊の名簿はどこに保管されているのか、誠意を持って調べて、私に御報告をいただきたいと思っております。

最後になりますけれども、未帰還者の遺族でこんなお話を聞きました。九十一歳のお母さんです。義勇軍で行った息子の生死は不明、いまだに何の連絡もないので位牌もつくってはいない、またつくれないと、こういうお母さんいらっしゃいますね。

それでした、中隊長だったという人は、この援護法の適用の拡大が準軍属ということで義勇軍の遺族にも適用されているということを実際知らなかったと、ごく最近のことなんですけれどもありました。私も非常にびっくりしたわけです。

先ほどお伺いいたしました受給者の数も、私はやはり非常に少ないという印象を持ったわけです。九万近くが行っていて、そして現地死亡や生死不明の方々は、京都で一生懸命一人一人名簿を追って調べていらっしゃる方の資料を見ましても三割はいますよ。死亡した人とか消息がわからない人たちが三割はいる。そうして見ますと、九万近く送り出した子供たちの三割、二万七千人近い人は亡くなっているかあるいは消息不明、もう五十年たっているとなれば、その準軍属四号と言われる対象者の数はそれぐらい多いと思わなければいけない。ところが、実際は非常に数は少ないということになります。

ですから、私は最後に、積極的なPRを誠意を込めてやっていただくようにお願いをいたします。

○国務大臣(井出正一君) 戦争というものが、いかに内外大勢の人たちを不幸な境遇に陥れるかというのを改めて思い知るわけでありまして。そしてまた、戦争を知らない世代が日本の場合もう三分の二を超えようとしておるわけでございますから、そういう意味では知らない世代に知っている

世代がきちっと語り継ぐといましようか、そういうことの必要性を大変感じておるところでございます。

そういった意味では、この青年義勇隊の問題もまさに同様でありますし、今厚生省が担当しております中国残留邦人等の問題のこれまた遠因といえますか、一因でもあるわけでございますから、私どももできるだけこれらの方面の資料なんかも集めていかなくちやならぬと思っておりますし、またこの隊員であった皆さんが援護年金等の適用があることを知らなかったという御指摘だったんですが、これは各種の機会をとらえてもっとPRを、今までもやってきたつもりであります。さらに努めていかなくちやならぬと、こう考えております。

○委員長(種田誠君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(種田誠君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(種田誠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四分散会